

# 工場等判断基準について よくあるご質問

2016年3月

## 目 次

- 1．事業者が遵守すべき判断基準の全般について . . . . . 1 P
- 【Q 1 - 1】「判断基準」とは法で定められたものですか？
  - 【Q 1 - 2】工場はありませんが、法の対象となるのですか？
  - 【Q 1 - 3】事業者及び連鎖化事業者が「工場全体を俯瞰して取り組むべき事項」とはどのようなものですか？
  - 【Q 1 - 4】工場等判断基準を遵守することによってどのような効果があるのですか？
- 2．項目ア．管理体制の整備について . . . . . 2 P
- 【Q 2 - 1】「全体として効率的かつ効果的な省エネを図るための管理体制」とはどのようなものですか？
  - 【Q 2 - 2】少人数の事業場（営業所、店舗、倉庫等）も管理体制に組み込まなければならないのですか？管理責任者も配置しなければならないのですか？
  - 【Q 2 - 3】項目ア．で求める管理体制は、「省エネ活動に特化した体制」を新たに作る必要があるのですか？
  - 【Q 2 - 4】省エネを推進するための管理体制としてエネルギー管理委員会があり、1年に1回開催していますが、もっと開催頻度を増やす必要がありますか？
- 3．項目イ．責任者の配置について . . . . . 5 P
- 【Q 3 - 1】「エネルギー管理統括者」は役員等から選任することが望ましいとされていますが、その理由を教えてください？
  - 【Q 3 - 2】「管理体制には責任者を配置する」とありますが、エネルギー管理統括者を選任すればよいのですか？
  - 【Q 3 - 3】「エネルギー管理統括者」の役割はどのようなものですか？
- 4．項目ウ．取組方針について . . . . . 5 P
- 【Q 4 - 1】「取組方針」としてどのような事例がありますか？
  - 【Q 4 - 2】「設備の新設及び更新に対する方針」には、どのような内容を含めるのですか？
  - 【Q 4 - 3】目標は数値目標でなければいけないのですか？
  - 【Q 4 - 4】全社一律の目標を設定しなくてもよいのですか？
  - 【Q 4 - 5】地方自治体の方針や親会社の方針を自社の方針としてよいのですか？
  - 【Q 4 - 6】方針には「エネルギー」という用語が含まれている必要がありますか？
  - 【Q 4 - 7】再生エネルギーの採用（拡大）を取組方針としてよいのですか？

- 【Q 4 - 8】会社全体の目標はありますが、工場等の各施設まで落とし込んだ目標が必要ですか？
- 【Q 4 - 9】5年度間平均原単位変化が1パーセント低減とはどのような意味ですか？
- 5．項目エ．取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示について . . . . . 7 P
- 【Q 5 - 1】エネルギー消費原単位の改善を目標としていますが、評価に当たってはどのような方法を用いればよいのですか？
- 【Q 5 - 2】遵守状況が不十分かどうかはどのように判断するのですか？
- 【Q 5 - 3】計画した一部の取組事項が実施できなかった場合、「一部実施」と判断するのですか？
- 【Q 5 - 4】設備投資が計画通りに進んでいません。この場合、項目エ．は「一部実施」と判断するのですか？
- 6．項目オ．取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査について . . . . . 8 P
- 【Q 6 - 1】項目オ．で行う「精査」とは何をすることですか？
- 【Q 6 - 2】「必要に応じ変更する」とありますが、必要とはどのようなことを指すのですか？
- 【Q 6 - 3】項目オ．では変更実績がない場合、「一部実施」と評価するのですか？
- 【Q 6 - 4】エネルギー消費原単位を計算する際の分母の変更は可能ですか？
- 【Q 6 - 5】当所はISO14001の認証を取得していて、必ず年1回トップのマネジメントレビューを行い、取組方針の継続・見直しの意見を受けるようにしています。これは項目オ．の内容を満足すると考えてよいのですか？
- 7．項目カ．省エネに必要な資金・人材の確保について . . . . . 9 P
- 【Q 7 - 1】「省エネに必要な資金」とはどのようなものがありますか？
- 【Q 7 - 2】当社はエネルギー管理員が異動になってもよいように、毎年1名エネルギー管理講習を受講させています。こういう状況であれば、「必要な人材を確保」していると評価できるのですか？
- 【Q 7 - 3】省エネを推進するために「専任の人材」を確保しなければならないのですか？
- 【Q 7 - 4】社員を増やすことが出来ないのですが、エネルギー管理を外部委託してもよいのですか？
- 8．項目キ．従業員に対する取組方針の周知、省エネに関する教育実施について . . . . . 10 P
- 【Q 8 - 1】取組方針の周知の方法としてイントラでの掲示を行っていますが、「実施している」と判断してよいのですか？

【Q 8 - 2】取組方針の周知は教育になりますか？

【Q 8 - 3】年 1 回の全員朝礼でトップから方針等の説明がありますが、これは教育になりますか？

【Q 8 - 4】省エネに関する教育はどのように実施すればよいのですか？

9 . 項目ク . エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の書面作成等による状況の把握について . . . . . 10P

【Q 9 - 1】書面の保管は電子媒体でもよいのですか？

【Q 9 - 2】書面の保管期間は決まっているのですか？

【Q 9 - 3】定期報告書及び中長期計画書を担当部門で作成し保管していますが、書面の作成・保管と考えてよいのですか？

【Q 9 - 4】エネルギー使用量に関しては、担当部門で年 1 回全社のエネルギー使用量を集計し、それを定期報告書及び中長期計画書作成に利用していますが、把握頻度はこれでよいですか？

【Q 9 - 5】取組方針及び遵守状況の確認・評価結果を記載した書面とは省エネ委員会の議事録なども含むのですか？

## 1. 事業者が遵守すべき判断基準の全般について

【Q1-1】「判断基準」とは法で定められたものですか？

【A1-1】「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に基づき、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示（注）として公表したものです。

（注）平成21年3月31日経済産業省告示第66号（最終改正平成25年12月27日）

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（以下「工場等判断基準」という。）

【Q1-2】工場はありませんが、法の対象となるのですか？

【A1-2】法の対象となります。

工場等判断基準の適用対象は工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者となっています。工場等とは、工場又は事務所その他の事業場としており、物を生産する工場のほか事務所（オフィス）、営業所、店舗、工場以外の事業の場である研究所、倉庫、その他すべての事業活動のため設置している事業場をいいます。機械だけを置いている通信施設や営業端末機器設置施設も該当します。

【Q1-3】事業者及び連鎖化事業者が「工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項」とはどのようなものですか？

【A1-3】工場等判断基準では、工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として下表のア．～ク．までの8項目が規定されています。

表．工場等全体を俯瞰して取り組むべき項目

ア．	事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。
イ．	ア．で整備された管理体制には責任者（特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理統括者」）を配置すること。
ウ．	事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと。
エ．	事業者は、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善の指示を行うこと。

オ．	取組方針及び遵守状況の評価手法については、定期的に精査を行い必要に応じ変更すること。
カ．	エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。
キ．	事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。
ク．	事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面並びにア．の管理体制、ウ．の取組方針及びエ．の遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより、状況を把握すること。

工場等判断基準では、事業者は個別の工場等单位だけでなく、事業者全体として最適なエネルギー管理を行うことが求められています。例えば製造業を例に取れば、生産集約、原料や製品の物流、生産量見通し、販売戦略、新技術や競合製品、資金調達と配分、金融情勢、環境保全、社会的責任など様々な要因を考慮に入れた最適なエネルギー管理を行うには、個々の工場等ごとの省エネルギーの推進だけでは限界があります。事業者全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用を行う必要があり、このために事業者の判断の基準がア．～ク．に規定されています。

【Q 1 - 4】工場等判断基準を遵守することによってどのような効果があるのですか？

【A 1 - 4】エネルギーの使用に当たって効率的かつ効果的な管理及びきめ細かな管理が可能となり、エネルギーの使用の合理化（以下「省エネ」という。）を推進し、事業者の経費削減、環境改善等につなげることができます。

## 2. 項目ア. 管理体制の整備について

【Q 2 - 1】「全体として効率的かつ効果的な省エネを図るための管理体制」とはどのようなものですか？

【A 2 - 1】事業者が設置する工場等の代表者やエネルギー管理の責任者を構成メンバーとする全社のエネルギー管理委員会を設置し、また全社の方針に基づいた具体的取組の策定や評価を行うエネルギー管理委員会を工場等ごとに設置し相互に連携を図って省エネを推進している事例があります。（図-1 参照）

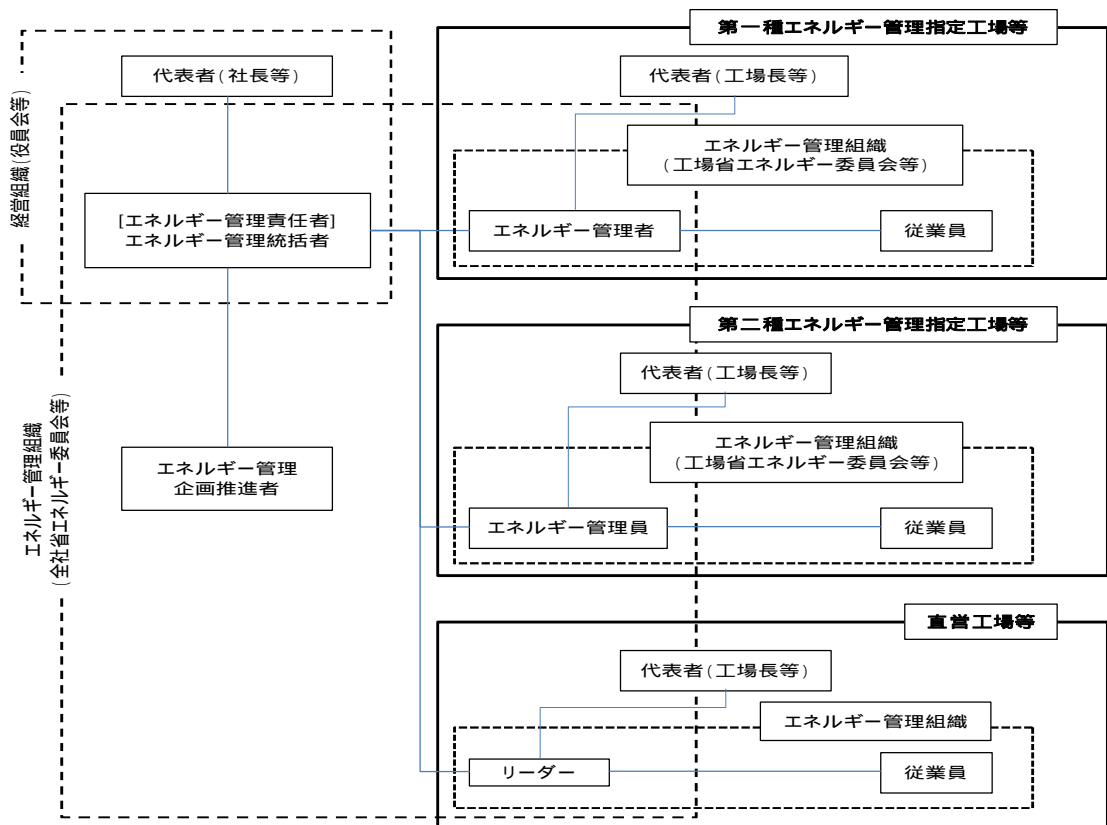


図-1．特定事業者のエネルギー管理体制の例

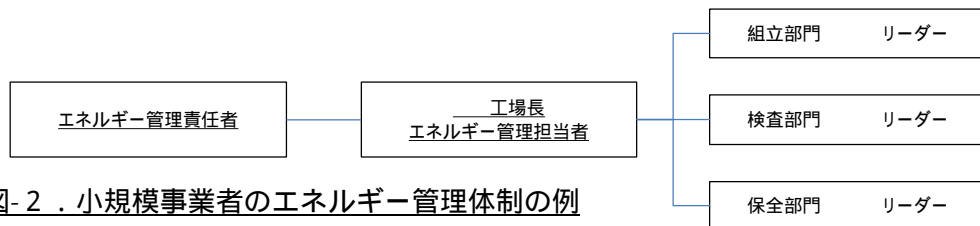


図-2．小規模事業者のエネルギー管理体制の例  
(特定事業者に該当しない場合)

(図-1の説明)

- ・全社のエネルギー管理体制は、エネルギー管理統括者とエネルギー管理企画推進者に加え、設置する工場等からもエネルギー管理の責任者が参画し、本社と工場等の連携を密にしています。
- ・エネルギー管理体制の責任者はエネルギー管理統括者が任に当たります。
- ・エネルギー管理の実務面を補佐するエネルギー管理企画推進者と各工場等のエネルギー管理の責任者（エネルギー管理指定工場ではエネルギー管理者あるいはエネルギー管理員が、その他の工場等では工場等のエネルギー管理体制のリーダー）がエネルギー管理組織に加わって省エネ活動を推進しています。
- ・図-1は、事業者により環境会議等と同じ体制としている事例があります。（【Q2-3】参照）

(図-2の説明)

- ・小規模事業者では、新たな組織を設けずに既存の体制で省エネに取り組む方がより実務的な場合があります。

【Q 2 - 2】少人数の事業場（営業所、店舗、倉庫等）も管理体制に組み込まなければならないのですか？管理責任者も配置しなければならないのですか？

【A 2 - 2】人数の多少に関わらず、営業所等にもエネルギー管理を行う担当者を選任して管理する必要があります。人数が少なく、エネルギーの使用量が少ない場合には、取組方針の遵守状況の確認・評価等を行う責任者を上部組織から選任することも考えられます。事業者の事情に応じた機能的エネルギー管理体制を構築することが重要です。

【Q 2 - 3】項目ア．で求める管理体制は、「省エネ活動に特化した体制」を新たに作る必要があるのですか？

【A 2 - 3】省エネ活動に特化した管理組織を新たに作る必要はありません。事業者全体の効率的かつ効果的なエネルギー管理を行うのに、新たな管理組織を作らず、例えば既存の安全衛生管理体制や環境管理体制の中で、省エネを推進することも可能です。

【Q 2 - 4】省エネを推進するための管理体制としてエネルギー管理委員会があり、1年に1回開催していますが、もっと開催頻度を増やす必要がありますか？

【A 2 - 4】年1回の開催であっても取組方針に基づいた具体的取組がなされ、目標を達成するなど成果が得られている状況であれば構いません。しかし十分な成果が得られない場合には、頻度を増やすなど状況に応じて対応することが重要です。

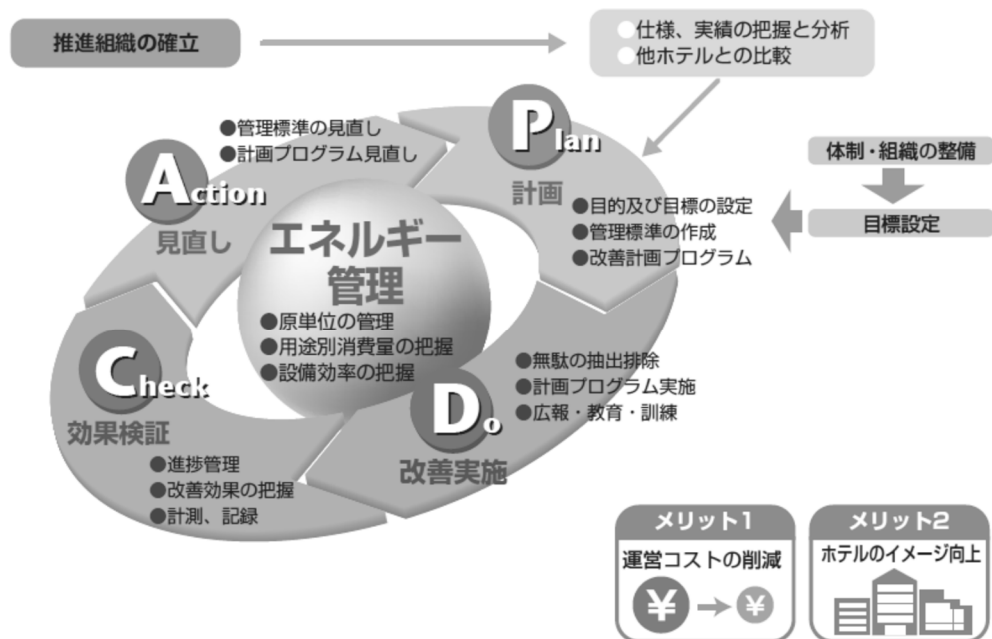


図-3 . ホテルを例とした省エネ活動のPDCA管理サイクルの例



### 3. 項目イ. 責任者の配置について

【Q3 - 1】「エネルギー管理統括者」は役員等から選任することが望ましいとされていますが、その理由を教えてください？

【A3 - 1】全社の省エネを強力に推進するためには、経営資源（人的資源、資金等）の確保と適切な配置（配分）は重要であり、権限のある役員クラスをエネルギー管理統括者に選任することが望ましいとされています。

【Q3 - 2】「管理体制には責任者を配置する」とありますが、エネルギー管理統括者を選任すればよいですか？

【A3 - 2】特定事業者等は、省エネ法第7条の2及び同第19条の2に規定する「エネルギー管理統括者」を責任者として配置しなければなりません。また同第7条の3ではエネルギー管理統括者を実務面から補佐する者として「エネルギー管理企画推進者」を配置することが求められています。エネルギー管理体制の実効性を上げるために、事業規模や事業形態等勘案し、責任者と実務者を適切に選任し配置することが大切です。（【A2 - 1】に特定事業者の管理体制の例を示しています。）

また省エネ法で定める責任者の選任規定に当たらない事業者であっても、省エネを推進するためには責任者を選任し役割を明確にすることが大切です。

【Q3 - 3】「エネルギー管理統括者」の役割はどのようなものですか？

【A3 - 3】エネルギー管理統括者とは、全社のエネルギー管理の責任者であり、経営的視点を踏まえた取組の推進、中長期計画の取りまとめ、現場管理に係る企画立案・実務の統制などの全社のエネルギー管理の中心的な役割を担う立場にあります。また、エネルギーを消費する設備の新設、改造又は撤去に関する事、エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造又は撤去に関する事、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対する指導等及び定期報告書の作成がエネルギー管理統括者の業務として定められています。

### 4. 項目ウ. 取組方針について

【Q4 - 1】「取組方針」としてどのような事例がありますか？

【A4 - 1】事業者のエネルギーの使用の実態にあった取組方針を作成します。

- ・平成30年度の生産数量を分母としたエネルギー消費原単位を平成27年度比3パーセント削減する。

- ・平成28年度のエネルギー消費量を前年度比2パーセント削減する。

（「エネルギー」という用語を含まない例として、【A4 - 6】を参照）

【Q 4 - 2】「設備の新設及び更新に対する方針」には、どのような内容を含めるのですか？

【A 4 - 2】例えば、「設備投資基準」として、投資回収年数による基準を、投資額に対して稼働後の効果額、運転費及び保守費等を考慮して設定することが考えられます。

【Q 4 - 3】目標は数値目標でなければいけないのですか？

【A 4 - 3】取組方針の遵守状況を客観的に確認・評価するうえで、取組方針は目標や管理指標として定量化されていることが望まれます。目標の数値化が難しく定性的なものとする場合でも、目標達成の判断基準が明確なものにすることが大切です。

【Q 4 - 4】全社一律の目標を設定しなくてもよいのですか？

【A 4 - 4】全社一律の目標を設定することは求められていません。しかし全社で省エネを推進するには、統一した方針のもとで各工場等の事業内容や事業規模、エネルギーの使用の状況等に応じた具体的な目標を設定して取り組むことが重要です。例えば、エネルギーの使用量が多い部署では省エネの目標を設定して積極的に推進し、使用量が僅かな部署では、空調機の設定温度遵守や不要時の照明消灯等、決め事の実施率100パーセントを目標とすること等が考えられます。

【Q 4 - 5】地方自治体の方針や親会社の方針を自社の方針としてよいのですか？

【A 4 - 5】事業者が経営的視点で設定する取組方針は経営理念・社会的責任・経営目標等を踏まえ設定されるので、地方自治体や地域の方針あるいは親会社の方針と同じ内容となる場合も考えられます。自社の事業内容、規模等に照らして、自社の具体的取組として明確な方向性が示されるのであれば構わないと考えます。

【Q 4 - 6】方針には「エネルギー」という用語が含まれている必要がありますか？

【A 4 - 6】「エネルギー」という用語にこだわる必要はなく、省エネの推進につながるものであれば構いません。例えば「経費削減」や「生産性改善」をテーマとして光熱費や空調に係る電気使用量の削減を進めることや、「歩留向上」をテーマとして原料調達や加工で無駄になるエネルギーを抑制すること、「温暖化ガス排出削減」をテーマとして化石燃料の使用量削減を進めること等が例として考えられます。

【Q4 - 7】再生エネルギーの採用（拡大）を取組方針としてよいのですか？

【A4 - 7】結果として化石燃料の使用量削減につながるものと考えられますので、取組方針として定めることは可能と考えられます。

【Q4 - 8】会社全体の目標はありますが、工場等の各施設まで落とし込んだ目標が必要ですか？

【A4 - 8】全社の目標が工場等の具体的取組につながるのであれば問題ありません。工場等や組織の規模等に応じて、それぞれ具体的目標を掲げ、遵守状況を評価できるようにすることが大切です。

【Q4 - 9】5年度間平均原単位変化が1パーセント低減とはどのような意味ですか？

【A4 - 9】判断基準の目標部分の中で、事業者は省エネルギーの目標として、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減することに努めるように規定しています。事業者が省エネに資する大規模な投資を毎年実施出来ると限らないため、事業者の活動を中長期的に捉えることとしており、この中長期的な評価の目安として3～5年とし、定期報告書では5年度間の平均の報告を求めています。

#### 5. 項目エ. 取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示について

【Q5 - 1】エネルギー消費原単位の改善を目標としていますが、評価に当たってはどのような方法を用いればよいのですか？

【A5 - 1】原単位の実績を目標と比較しますが、外的要因による影響の有無を分析し評価することが大切です。取組方針に基づいた実行計画が十分に実施できていないのに目標が達成できている場合もあります。このような場合には、その要因を除いて正しく評価することが重要です。また評価手法も精査することが大切であり、項目オ. に定められています。

【Q5 - 2】遵守状況が不十分かどうかはどのように判断するのですか？

【A5 - 2】取組方針に基づいて、工場等で実施する行動計画を目標とともに策定します。目標に対し予め達成状況を判断する指標と基準値（管理値）及び評価を行う頻度を定めます。評価は基準値（管理値）に対して行います。達成できなかった場合は、原因を分析し改善を行うというPDCAのサイクルを廻す継続的な取組が大切です。

【Q5 - 3】計画した一部の取組事項が実施できなかった場合、「一部実施」と判断するのですか？

【A5 - 3】遵守状況の評価は事業者が主体的に判断するものです。取組事項がすべて実

施できていなくても、目標を達成していれば「実施している」と評価できます。

【Q 5 - 4】設備投資が計画通りに進んでいません。この場合、項目工．は一部実施と判断するのですか？

【A 5 - 4】計画通りに進んでいなければ設備投資の達成状況は不十分と考えられます。項目工．では遵守状況の評価結果が不十分な場合には、改善の指示を行うことを求めています。計画通りに進まなかった原因を分析して改善の対策を決定している場合は、改善の指示を行ったと解釈でき項目工．は「実施している」と評価してよいと考えられます。

## 6. 項目オ．取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査について

【Q 6 - 1】項目オ．で行う「精査」とは何をすることですか？

【A 6 - 1】省エネ活動を行う上で、取組方針や遵守状況の評価手法が適切に機能しているかを確認することです。項目工．で実施している取組方針の遵守状況を分析・評価し、項目オ．は、取組方針や遵守状況の評価手法が適切であるか精査します。取組方針や遵守状況の評価手法が不適切な場合は変更の必要があります。

【Q 6 - 2】「必要に応じ変更する」とありますが、必要とはどのようなことを指すのですか？

【A 6 - 2】事業を新規に立上げたり、廃止したことで取組方針を変更する場合や、設備更新により使用するエネルギー種別が変わったことで遵守状況の評価方法を変更することが必要になる場合が考えられます。また、工場等で策定した目標に対して未達が続く場合は、よりきめ細かい評価の実施（頻度や評価方法）が必要になる場合も考えられます。

【Q 6 - 3】項目オ．では変更実績がない場合、「一部実施」と評価するのですか？

【A 6 - 3】変更実績がない場合でも、取組方針及び遵守状況の評価手法について定期的に精査が行われた結果であれば、「一部実施」ではなく、「実施している」と評価するのが妥当です。

【Q 6 - 4】エネルギー消費原単位を計算する際の分母の変更は可能ですか？

【A 6 - 4】管轄の経済産業局が承諾すれば可能です。エネルギー消費原単位の分母の変更が必要となる合理的な理由を明記し、管轄の経済産業局と相談してください。過去5年度間の原単位変更前後のエネルギー消費実績が必要となる場合があります。

【Q 6 - 5】当所はISO14001の認証を取得していて、必ず年1回トップのマネジメントレビューを行い、取組方針の継続・見直しの意見を受けるようにしています。これは項目オ.の内容を満足すると考えてよいのですか？

【A 6 - 5】マネジメントレビューの中で経営的観点から取組方針の変更の必要性が評価されており、年1回定期的に精査が行われているので、項目オ.を満足していると考えられます。

## 7. 項目カ. 省エネに必要な資金・人材の確保について

【Q 7 - 1】「省エネに必要な資金」とはどのようなものがありますか？

【A 7 - 1】資金には、高効率設備の新設や更新に係る費用や設備開発費のほか、管理標準に基づいて実施するエネルギー消費設備の運転管理、保守管理に係る費用、エネルギー使用状況の分析、省エネルギー対策の立案に係る省エネルギー診断やコンサルタントに係る費用、従業員への周知、教育等に係る費用及び省エネルギー活動に係る広報費などが含まれます。

【Q 7 - 2】当社はエネルギー管理員が異動になってもよいように、毎年1名エネルギー管理講習を受講させています。こういう状況であれば、「必要な人材を確保」していると評価できるのですか？

【A 7 - 2】エネルギー管理員の充足は必要な人材を確保しており、「実施している」と言えます。なお、人材とは、省エネ法で選任が必要なエネルギー管理者やエネルギー管理員等に限らず、エネルギー管理指定工場以外の工場等を含め全社の省エネを推進するための人材全般を指しています。

【Q 7 - 3】省エネを推進するために「専任の人材」を確保しなければならないのですか？

【A 7 - 3】専任でなくても工場等において省エネを率先して推進することのできる人材を確保できればよいと考えられます。

【Q 7 - 4】社員を増やすことが出来ないのですが、エネルギー管理を外部委託してもよいのですか？

【A 7 - 4】エネルギー管理業務を契約により外部に委託することは可能です。一方、エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者または管理員といった責任者を他事業者へ外部委託することは原則として認められていません。しかし、経済産業局の承認を得た場合には外部委託が可能となりますので、管轄する経済産業局に相談してください。

## 8. 項目キ. 従業員に対する取組方針の周知、省エネに関する教育の実施について

【Q 8 - 1】取組方針の周知の方法としてイントラでの掲示を行っていますが、「実施している」と判断してよいのですか？

【A 8 - 1】イントラでの掲示も取組方針の周知の方法の一つです。しかし、取組方針の従業員への周知については、従業員の省エネルギーに対する理解や省エネルギー意識の向上に繋がる情報伝達であることが大切です。掲示は受け身の情報伝達になり易いので、イントラを用いた参加型の教育資料を提供する等の工夫も必要と考えられます。

【Q 8 - 2】取組方針の周知は教育になりますか？

【A 8 - 2】取組方針の周知のみでは教育として不十分となる場合があります。項目キ. の従業員への周知については、職場の管理者等から取組方針を単に伝達するだけでなく、省エネを推進する意義や策定した取組方針の考え方など、従業員の省エネに対する理解や省エネ意識の向上に繋がる情報伝達であることが大切です。

【Q 8 - 3】年1回の全員朝礼でトップから方針等の説明がありますが、これは教育になりますか？

【A 8 - 3】一般に年1回のトップからの方針等の説明は、教育というより周知の範囲に含まれるものと考えます。（【A 8 - 2】参照）

【Q 8 - 4】省エネに関する教育はどのように実施すればよいのですか？

【A 8 - 4】方法は職場等の状況に応じ様々な方法があると考えられます。方法として全員又は数人ずつを集めて行う集合教育、通常作業から離れて省エネの勉強を行う社内研修、実際の業務を通じて省エネを考え実践につなげるOJT教育、外部の教育や研修を受け、資格者や職場リーダーを養成する等があります。

## 9. 項目ク. エネルギー使用量、管理体制、取組方針等の書面作成等による状況の把握について

【Q 9 - 1】書面の保管は電子媒体でもよいのですか？

【A 9 - 1】書面の保管は電子媒体でも問題ありません。項目ク. の目的はエネルギー管理指定工場等以外の工場等も含め、全工場等がエネルギー管理に係る文書管理を行い、常に状況を把握しているようにすることであり、保管の手段に拘らず最新の情報が閲覧できる状態とすることが大切です。

【Q9 - 2】書面の保管期間は決まっているのですか？

【A9 - 2】保管期間は決められていません。しかし、工場等判断基準の目標部分に「中長期的にみてエネルギー消費原単位を年平均 1 パーセント以上低減させることを目標に実現に努める」とされていることから、定期報告書では過去 5 年度間のエネルギー消費原単位を記載することが求められています。従って少なくとも過去 5 年度間は保管されることが望ましいと思われま

【Q9 - 3】定期報告書及び中長期計画書を担当部門で作成し保管していますが、書面の作成・保管と考えてよいのですか？

【A9 - 3】設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量が記載されており、また管理体制の責任者や取組方針を反映した設備更新計画が記載されていますので書面の作成・保管と考えられます。

【Q9 - 4】エネルギー使用量に関しては、担当部門で年 1 回全社のエネルギー使用量を集計し、それを定期報告書及び中長期計画書の作成に利用していますが、把握頻度はこれでよいですか？

【A9 - 4】頻度については決められていません。各事業者が工場等における省エネの適切かつ有効な実施を図るために決めることができます。具体的には、取組方針の遵守を各工場等に対して徹底させるために、項目工 ．でその遵守状況を確認・評価し、取組が不十分である場合には改善の指示を行うことを求めていますので、取組方針の遵守状況の評価方法や頻度を明確にする中でエネルギー使用量の集計の頻度を定めればよいと考えられます。

【Q9 - 5】取組方針及び遵守状況の確認・評価結果を記載した書面とは省エネ委員会の議事録なども含むのですか？

【A9 - 5】取組方針やその遵守状況の評価結果は定期報告書や中長期計画書で報告される様式になっていませんので、別に作成し保管する必要があります。これらの状況を記録している省エネ委員会の議事録などを作成することで、管理体制及び取組方針の遵守状況等の最新の情報が閲覧できる状態となります。

禁無断転載

この資料は、経済産業省資源エネルギー庁「平成27年度エネルギー使用  
合理化促進基盤整備事業」により作成されました。

リサイクル適正マーク